

上水道告示第 4 号

長浜水道企業団事務局規程（昭和 4 2 年上水道告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

（長浜水道企業団事務局規程の一部改正）

第 1 条 長浜水道企業団事務局規程（昭和 4 2 年上水道告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「、調整官」を「、技術調整官」に改める。

第 9 条の 2 を次のように改める。

（技術調整官の基本的職務）

第 9 条の 2 技術調整官は、局長の指示のもと、重要かつ高度な事務の処理を行うほか、次に掲げる事務の処理を行う。

複数の課に関連する事務のうち、長浜水道企業団プロジェクト・チーム設置規程（昭和 62 年 9 月 1 日訓令甲第 2 号）に規定するプロジェクト・チームを設置するもの

別表中総務グループの項中第 26 号を第 27 号とし、同項中第 20 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項中第 19 号の次に次の 1 号を加える。

（20） 統計の調査および分析に関すること。

別表中配水グループの項第 7 号中「設計監理に」の次に「伴う監督および検査に」を加える。

（長浜水道企業団職員職名規程の一部改正）

第 2 条 長浜水道企業団職員職名規程（昭和 5 4 年上水道告示第 1 8 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 号中「、調整官」を「、技術調整官」に改める。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。